

千二鉄2022第2号
2022年3月8日

国土交通大臣
齊藤鉄夫殿

千葉県市川市八幡三丁目3番1号
千葉ニュータウン鉄道株式会社
取締役社長 田中亜博

使用条件変更認可申請書

鉄道線路の使用条件を変更いたしたく、鉄道事業法第15条第1項の規定に基づき申請いたします。



1. 名称及び住所

千葉県市川市八幡三丁目3番1号
 千葉ニュータウン鉄道株式会社
 取締役社長 田 中 亜 夫

2. 変更及び設定しようとする使用条件を適用する鉄道線路

北総線のうち小室・印旛日本医大間 12.5キロメートル

3. 変更しようとする使用条件

1) 北総鉄道株式会社

(1) 使用料及びその收受方法

① 使用料

新	旧
<p> 年度から年度までの各年度の使用料は、別紙1のとおりとし、使用料に関する消費税及び地方消費税については別途收受するものとする。 使用料に関し、年度以降の使用料については、前年の年度において、見直しの協議を行うものとする。以降、年毎に見直すことができるものとする。 </p>	<p> (注) </p>

② 收受方法

新	旧
<p> 年4回の前払いとし、各四半期の前月の末日までに年間使用料の4分の1に相当する額を收受するものとする。 </p>	<p> 使用料の收受は、一箇月分ごととし、請求書を受理した日から起算して7日までに、北総鉄道株式会社が千葉ニュータウン鉄道株式会社に支払うものとする。 </p>

(2) 変更日 2022年10月1日

2) 京成電鉄株式会社

(1) 使用料及びその收受方法

① 使用料

新	旧
<p>■■■■年度から■■■■年度までの各年度の使用料は、別紙2のとおりとし、別途使用料に対する消費税及び地方消費税を収受するものとする。</p>	<p>次の①及び②の合計額とし、別途当該額に対する消費税及び地方消費税を収受する。</p> <p>①資本費相当額</p> <p>次のイからハまでの合計額</p> <p>イ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■</p> <p>ロ 租税相当額</p> <p>当該年度において当社の負担する租税（成田高速鉄道アクセス株式会社の負担金工事に係るものを除く。）のうち京成の使用に対応する額</p> <p>ハ 管理費相当額</p> <p>当該年度において当社の負担する一般管理費のうち京成の使用に対応する額</p> <p>②加算額</p> <p>次のイ及びロの合計額に北総線（京成高砂・印旛日本医大間をいう。以下この項において同じ。）の輸送人キロに占める適用路線に係る輸送人キロの割合を乗じて得た額が①の資本費相当額を超える場合の当該乗じて得た額と①の資本費相当額との差額</p> <p>イ 当該年度の京成に帰属する北総線内相互発着旅客（京成高砂で接続する京成線及び他社線連絡旅客を含む。）に係る運賃収入相当額</p> <p>ロ 当該年度の京成に帰属する北総線と印旛日本医大で接続する京成線（連絡他社線を含む。）相互発着旅客に係る</p>

	運賃収入のうち北総線区間の運賃収入に相当する額
--	-------------------------

② 收受方法

新	旧
年4回の前払いとし、各四半期の前月の末日までに収受するものとする。	毎月初日から末日までの使用料を翌月の末日までに収受する。ただし、使用開始の日の属する月にあつては、日割り計算とする。

(2) 変更日及びその期間

①変更日 2022年10月1日

②変更後の使用期間 変更日から■■■■年■■月■■日まで

4. 変更を必要とする理由

千葉ニュータウン鉄道(株)(以下「CNT」という。)が所有する北総線(小室・印旛日本医大駅間)は、CNTが第3種鉄道事業者として、第2種鉄道事業者である北総鉄道(株)(以下「北総」という。)及び京成電鉄(株)(以下「京成」という。)にそれぞれ鉄道施設を使用させております。

CNTは、2004年7月1日に都市基盤整備公団より鉄道線の営業の譲受を受け、第3種鉄道事業者として、事業を開始しておりますが、2021年3月末現在で1,719百万円の累積損失を有しており、2017年度より4年連続で当期純損失を計上しております。

これらの状況を踏まえ、経営の安定を図るため北総及び京成の線路使用料を変更するものです。

別紙 1

使用料（北総鉄道株式会社）

（単位：千円）

年度	使用料
[Redacted Content]	

別紙2

使用料（京成電鉄株式会社）

（単位：千円）

年度	使用料
[Redacted Content]	

添付書類

1. 北総鉄道株式会社との「千葉ニュータウン鉄道株式会社が所有する北総線（小室・印旛日本医大駅間）の鉄道事業の経営に関する基本協定の一部を変更する協定」（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・添付資料 1
2. 北総鉄道株式会社との「千葉ニュータウン鉄道株式会社が所有する北総線（小室・印旛日本医大駅間）の鉄道施設及び車両の使用に関する協定の一部を変更する協定」（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・添付資料 2
3. 北総鉄道株式会社との「千葉ニュータウン鉄道株式会社が所有する北総線（小室・印旛日本医大駅間）の鉄道施設及び車両の使用契約書の一部を変更する契約」（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・添付資料 3
4. 京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社との「北総線における京成電鉄株式会社の旅客運輸営業及び線路の使用等に関する基本協定の一部を変更する協定」（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・添付資料 4
5. 使用料の算出の基礎を記載した書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・添付資料 5

千葉ニュータウン鉄道株式会社が所有する北総線（小室・印旛日本医大駅間）
の鉄道事業の経営に関する基本協定の一部を変更する協定

千葉ニュータウン鉄道株式会社（以下「甲」という。）及び北総鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、昭和63年3月15日に締結した「千葉ニュータウン鉄道株式会社が所有する北総線（小室・印旛日本医大駅間）の鉄道事業の経営に関する基本協定」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を締結する。

第1条 原協定第3条を削る。

第2条 原協定第4条 項目「運賃及び運行」及び本文中「運賃又は運行」を「事業」に改め、同条を第3条とする。

第3条 原協定第5条を第4条とする。

附 則

（適用期日）

第1条 この協定は、2022年10月1日から適用する。

（契約類の廃止）

第2条 平成16年7月1日付で締結した「千葉ニュータウン鉄道株式会社の所有する北総線（小室・印旛日本医大駅間）の旅客運送営業に係わる経費の負担に関する契約」は、前条所定の本協定適用期日（2022年10月1日）を以って廃止する。

この変更協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年2月1日

甲 千葉県市川市八幡三丁目3番1号
千葉ニュータウン鉄道株式会
代表取締役社長 田中 亜

乙 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目2番3号
北総鉄道株式会社
代表取締役社長 室谷 正

千葉ニュータウン鉄道株式会社が所有する北総線（小室・印旛日本医大駅間）
の鉄道施設及び車両の使用に関する協定の一部を変更する協定

千葉ニュータウン鉄道株式会社（以下「甲」という。）及び北総鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、昭和63年3月15日に締結した「千葉ニュータウン鉄道株式会社が所有する北総線（小室・印旛日本医大駅間）の鉄道施設及び車両の使用に関する協定」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を締結する。

第1条 原協定前文中
を削る。

第2条 原協定第2条を次のように改める。
（使用料及び收受方法等）

第2条

第3条 原協定第7条 項目「、車両の増備等」及び本文中「又は車両の増備等」を削る。

第4条 原協定第8条 項目「運賃及び運行」及び本文中「運賃又は運行」を「事業」に改める。

附 則
（適用期日）

第1条 この協定は、2022年10月1日から適用する。

（契約額の廃止）

第2条 前条所定の本協定適用期日（2022年10月1日）を以って廃止する契約額については別紙のとおりとする。

この変更協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年2月1日

甲 千葉県市川市八幡三丁目3番1号
千葉ニュータウン鉄道株式会社
代表取締役社長 田中 龍

乙 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目2番3号
北総鉄道株式会社
代表取締役社長 室谷 正

別紙（附則第2条 契約類の廃止一覧）

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

千葉ニュータウン鉄道株式会社が所有する北総線（小室・印旛日本医大駅間）
の鉄道施設及び車両の使用契約書の一部を変更する契約

千葉ニュータウン鉄道株式会社（以下「甲」という。）及び北総鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、昭和63年3月15日に締結した「千葉ニュータウン鉄道株式会社が所有する北総線（小室・印旛日本医大駅間）の鉄道施設及び車両の使用契約書」（以下「原契約」という。）の一部を変更する契約を締結する。

第1条 原契約第2条以下を次のように改める。

（使用に伴う協議及び報告）

第2条 乙は、鉄道施設等の使用に伴う事業基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

2 乙は、列車の運行計画の策定、変更については、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、前年度の鉄道施設等の使用実績 [] を甲に報告するものとする。

（使用契約の対象）

第3条 使用の対象とする鉄道施設等は、甲の所有する鉄道施設のうち、 [] とする。

2 乙は、鉄道施設等を鉄道事業以外の目的に使用するときは、甲の承認を受けるものとする。

（使用に関する注意義務）

第4条 乙は、善良な管理者の注意をもって鉄道施設等を使用し、鉄道事業法等の関係法令を遵守するとともに官公庁の規制、指導を遵守して業務を処理するものとする。

（使用期間）

第5条 鉄道施設等の乙の使用期間は、2022年10月1日から [] 年 [] 月 [] 日までとする。ただし、期間満了の日の1年前までに甲、乙いずれかの文書による別段の意思表示がない限り継続されるものとし、使用条件については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（使用料の設定及び收受方法）

第6条 第3条の鉄道施設等の使用の対価として、乙が支払う使用料は、別紙のとおりとする。

2 前項の使用料の支払いは、年4回の前払いとし、各四半期の前月の末日までに、年間使用料の4分の1に相当する額を納入するものとする。ただし、当該末日が銀行休業日に当たるときは前営業日とする。

3 第1項の使用料に関する消費税及び地方消費税相当額については別途乙の負担とし、前項を準用するものとする。

(使用料の見直し、変更)

- 第7条 前条の使用料に関し、 年度以降の使用料については、前年の 年度において甲乙にて見直しの協議を行うものとする。以降、 年毎に見直すことができるものとする。
- 2 金利、投資計画、経済情勢等、著しい変動・変更が発生した場合において、甲又は乙から申し出があったときは、双方誠意をもって対処するものとする。

(保守及び保守の管理)

- 第8条 鉄道施設等の保守及び保守の管理については、別に定めるものとする。

(鉄道施設又は車両の変更)

- 第9条 鉄道施設等の変更は、甲と乙が協議のうえ甲が行うものとする。
- 2 鉄道施設等の変更に係る費用のうち、収益的支出に係るものについては乙の負担とし、資本的支出に係るものについては甲の負担とする。

第2条 原契約第9条の下に次の条文を加える。

(関連工事に対する措置)

- 第10条 鉄道施設等の変更を伴わない近接工事、関連工事等について第三者から申し出があった場合は、甲、乙協議して対処するものとする。

(災害等に伴う復旧工事)

- 第11条 鉄道施設等の災害等に伴う復旧工事は、乙が行うものとする。その場合、乙は甲に協議するものとする。ただし、緊急を要するときは、乙は応急の措置を講じた後協議するものとする。
- 2 鉄道施設等の災害等に伴う復旧工事に係る費用のうち、収益的支出に係るものについては乙の負担とし、資本的支出に係るものについては甲の負担とする。

(災害等に関する報告)

- 第12条 鉄道施設等に係る災害に関する報告等法令の規定により甲が行うべき報告については、乙の協力を得て甲が行うものとする。

(契約の変更)

- 第13条 鉄道施設等の使用関係を全面的に変更する必要が生じる等本契約が実情に即さなくなったときは、甲、乙協議のうえ契約の見直しを行うものとする。
- 2 前項のほか契約の一部変更については、甲、乙双方誠意をもって対処するものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第14条 甲及び乙（法人である場合には役員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でな

くなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約する。なお、甲又は乙は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲又は乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙（以下、本条において「解除者」という。）が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（疑義の解決）

第15条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙双方誠意をもって解決に当たるものとする。

第3条 原契約に次の別紙を加える。

別紙

(単位：千円)

年度	使用料
[Redacted Content]	

附 則

(適用期日)

第1条 この契約は、2022年10月1日から適用する。ただし、 年度の支払いについては別途定めるものとする。

この変更契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年2月1日

甲 千葉県市川市八幡三丁目3番1号
千葉ニュータウン鉄道株式会社
代表取締役社長 田中 竜

乙 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目2番3号
北総鉄道株式会社
代表取締役社長 室谷 正樹

北総線における京成電鉄株式会社の旅客運輸営業及び
線路の使用等に関する基本協定の一部を変更する協定

京成電鉄株式会社（以下「甲」という。）、北総鉄道株式会社（以下「乙」という。）及び千葉ニュータウン鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、平成21年12月16日締結の「北総線における京成電鉄株式会社の旅客運輸営業及び線路の使用等に関する基本協定」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条中「乙の所有区間にあつては平成22年7月1日から平成 年 月 日までの 年間、」を「乙の所有区間にあつては2010年7月1日から 年 月 日までの 年間、」に、「丙の所有する区間にあつては平成22年7月1日から平成 年 月 日までの 年間とする。」を「丙の所有する区間にあつては2010年7月1日から 年 月 日までとする。」に改める。

第2条 原協定第4条を次のとおり改める。

（線路使用料）

第4条 甲が乙丙に毎年度支払う線路使用料は、次の各号のとおりとし、別途当該合計額に対する消費税及び地方消費税を支払う。

(1) 乙に支払う線路使用料

次に掲げるイ～ハの合計額とする。

イ 資本費相当額

ロ 租税（成田高速鉄道アクセス株式会社の負担金「事に係るものを除く。以下同じ。）相当額
当該年度において乙の負担する租税のうち甲の使用に対応する額

ハ 管理費相当額

当該年度において乙の負担する一般管理費のうち甲の使用に対応する額

ニ 加算額

当該年度の第6条第1項の規定により甲に帰属する運賃収入に相当する額並びに同条第2項及び第3項の規定により甲に帰属する運賃収入のうち北総線区間の運賃収入に相当する額の合計額に京成高砂・印旛日本浜大間の輸送人キロに占める京成高砂・小室間の輸送人キロの割合を乗じて得た額がイ～ハの合計額を超えるときにおける当該額とイ～ハの合計額との差額

(2) 丙に支払う線路使用料

別表2のとおりとする。

2 前項第1号イの資本費相当額については、甲の使用する鉄道施設を構成する資産の内容、乙の負担金利が大きく変動した場合その他変更の必要が生じた場合において、甲、又は乙の申し出により見直しを行う。

3 乙丙が毎年度負担する租税のうち成田高速鉄道アクセス株式会社の負担金「事に係るものについては、甲が当該租税相当額を別途乙丙に支払う。

第3条 原協定第5条を次のとおり改める。

(線路使用料の支払方法)

第5条 前条第1項第(1)号イ～ハに係る甲が乙に支払う線路使用料の支払いについては、当該年度の[]による年度支払予定額の12分の1を運賃収入の精算時期ごとに支払い、当該年度の終了により精算する。

2 前条第1項第(1)号上の額については、前項による支払いのつど、当該年度内において洗い替えの方法により算出する。

3 前条第1項第(2)号に係る甲が丙に支払う線路使用料の支払いについては、年4回の前払いとし、各四半期の前月の末日までに納入するものとする。

第4条 原協定別図(その2)を別図(その2)(2)のとおり改める。

第5条 原協定別表を別表1及び別表2のとおり改める。

附 則

(適用期日)

第1条 この協定は、2022年10月1日から適用する。ただし、甲が丙に支払う線路使用料の[]年度の支払いについては、別途定める。

この協定の証として、本協定書3通を作成し、記名押印の上、甲乙丙各自1通を保有する。

2022年2月1日

甲 千葉県市川市八幡三丁目3番1号

京成電鉄株式会社

代表取締役社長 小林 敏也

乙 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目2番3号

北総鉄道株式会社

代表取締役社長 宅谷 正

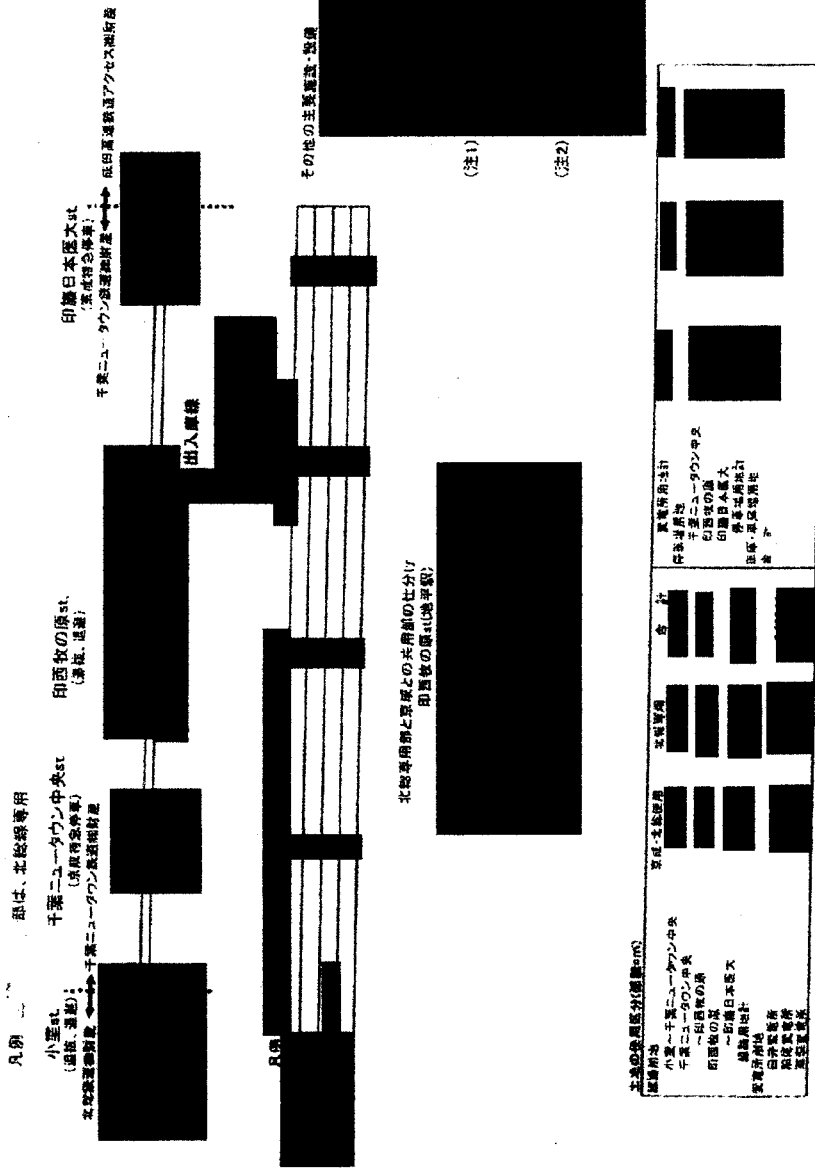
丙 千葉県市川市八幡三丁目3番1号

千葉ニュータウン鉄道株式会社

代表取締役社長 田中 亜樹

鉄道線路の使用の範囲(丙(千葉ニュータウン鉄道株式会社)保有施設)

別図(その2)(2)



千葉ニュータウン鉄道株式会社

小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大

千葉ニュータウン鉄道株式会社

小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大

千葉ニュータウン鉄道株式会社

小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大
小笠山	千葉ニュータウン中央	印西牧の原	印旛日本橋大

乙（北総鉄道株式会社）に支払う線路使用料の資本費相当額の算出基礎

項目	内容	金額 (円)
① 2008年度末の鉄道事業用固定資産価格	2008年度決算額	92,747,041,373
② うち北総線用資産価格	本社用地、北総専用駅に係る土地 駅施設、駅設備及び車両等	
③ うち京成・北総共用資産価格	①-②	
④		
⑤		
⑥		
⑦ 資本費相当額算定対象資産価格	⑤-⑥	
⑧ 北総負担金利	(実績・見込)	
⑨ 資本費相当額算定基礎額	⑦・⑧及び残存平均耐用年数による元利均等月賦償還額(年額) $⑦ \times r(1+r)^n / [(1+r)^n - 1] \times 12, r = \text{年} / 12, n = \text{年} \times 12$	

別表2

丙（千葉ニュータウン鉄道株式会社）に支払う線路使用料

年度	金額（千円）
[Redacted content]	

使用料の算出の基礎を記載した書類1. 使用料算定要領

(1) 使用料及び原価の対象

使用料及びそれに係る原価は、鉄道事業に係るものを対象とする。

(2) 使用料の対象となる鉄道施設

ア. 北総鉄道株式会社

1988年3月締結(2022年2月一部変更)の「千葉ニュータウン鉄道株式会社が所有する北総線(小室・印旛日本医大駅間)の鉄道施設及び車両の使用契約書」に基づく鉄道施設。

イ. 京成電鉄株式会社

2009年12月締結(2022年2月一部変更)の「北総線における京成電鉄株式会社の旅客運輸営業及び線路の使用等に関する基本協定」に基づく鉄道施設。

(3) 使用料の算出方法

ア. 北総鉄道株式会社 CNTの経営上必要な使用料金額(※)×北総資産使用割合

イ. 京成電鉄株式会社 CNTの経営上必要な使用料金額(※)×京成資産使用割合

(※) 〇年度が増加する〇年度に、〇水準の金額

(4) 使用料の設定期間

2022年10月1日から〇年〇月〇日までとする。

(5) 累積損失

2021年3月末における累積損失1,719百万円について、各年度黒字を計上することにより、解消を図る。

(6) 長期債務

2021年3月末における長期債務9,721百万円について、資金収支上、黒字を確保することにより、償還に努める。

2. 算定要領に基づいて算定した額

ア. 北総鉄道株式会社

年間 〇千円

イ. 京成電鉄株式会社

年間 〇千円

3. 使用料

ア. 北総鉄道株式会社

(単位:千円)	
年度	使用料
〇	〇

イ. 京成電鉄株式会社

(単位:千円)	
年度	使用料
〇	〇

〇年度については、年間使用料の2分の1を収受するものとする。